

第25号

すだち

発行：
高次脳機能障がい
徳島家族会「すだち」
住所：
徳島市新浜町3丁目
(岩垣方)1-60

「南天九猿」置物製作 全国の仲間に訴えよう

「すだち」徳島家族会活動

「すだち」では、全国の仲間に徳島での家族会活動を伝えようと「南天九猿」の置物製作に励んでいます。

脳外傷友の会全国大会が今年10月に高知で開催されることになっており、徳島家族会も全員参加を目標に準備を行っています。一つが「南天九猿」の置物です。置物製作で、患者当事者が製作に関わり、障がいのリハビリを兼ね、家族とともに社会復帰に努力している実態を全国の仲間に訴えること。二つ目は大会参加費用を中心に会の財政活動としても取り組みを強めようと頑張っています。

また、集団作業で、当事者、家族間の絆を強めるとして、3月から徳島一宮で「南天九猿」の置物の最終工程（頭部接合、飾り台接着）の作業を当事者、家族会員が集合し団欒の中作業を行っています。



南天九猿完成



猿本体の生地



猿本体完成前



風船かずら



風船蔓実(猿頭部)



ユニホーム着用しフリーマーケットで活動

目立つ「すだち」 ユニホーム整う

「すだち」高次脳機能障がい徳島家族会のユニホームが出来上がりました。

黄色地に背中面に「すだち」の大き目の文字とすだち君のイラスト図（県の認証済）、やや小さめの文字で高次脳機能障がい徳島家族会と記され、前面左にすだち君のイラスト図が印刷されており、遠くからでも目立ちやすい、色と図柄で出来上がっています。会では早速フリーマーケットでの宣伝販売時に活用しています。今後会の各種集会に利用活用をしていきたいと思っています。

出羽島(牟岐)アート展 切り絵出展の協力

3月1日から27日の間に開催された牟岐・出羽島アート展で、会員さんの知り合いの切り絵作家(川辺氏)に「南天九猿」の置物を展示し「高次脳機能障がい・家族会」を訴えさせてもらえないかと相談、快く承諾を頂き展示・販売させていただきました。家族会の活動にも理解していただき、展示の「南天九猿」置物は全て買い取りをしていただきました。ほんとうにご協力ありがとうございました。

牟岐・出羽島アート展は、牟岐港周辺と出羽島を会場に行われたアート展で、出展作者は40名余りで、切り絵、水墨画、写真、陶芸、水彩画、かざら手芸、パッチワーク等が展示されていました。出羽島会場では、飲食物のテント販売も出てにぎわっていました。



高知大会に全会員で参加を

第16回日本脳外傷友の会全国大会が10月8日高知市(高知市文化プラザ)で開催されます。準会員として加盟している「すだち」も、初めて四国での開催であり、現在全会員が参加出席し、同じ障がいで取り組んでいる全国の仲間と交流を期待し、また徳島での活動を全国に訴えようと取り組んでいます。大会前日(7日)に、全国交流集会在会食形式でもたれます。

高知集会において、当事者・家族が製作した「南天九猿」の置物の展示販売を目標に現在、製作に取り組んでいます。製作においては集団でのリハ訓練も兼ねたものとして、作業場を確保し、第1回目の集団作業を4月17日に実施することにしています。

こうした準備をして、高知大会には全員での参加を目標としていますので、高知大会参加についての希望、意見等(交通手段、宿泊、観光、見学、学習、交流、販売活動)があれば事務局に上げてください。

=====日本脳外傷友の会とは=====

日本脳外傷友の会は2000年4月に、名古屋、神奈川、札幌の脳外傷友の会の3団体の連合組織として発足、現在では17の組織で「脳外傷友の会」を冠名とする正会員団体とそれ以外の名称の準会員団体で構成され活動しています。

発足当初は行政からの支援もなく、障がい手帳も取得できない、障がい認定等級も低く不利益を受けていました。

谷間の障がいと呼ばれていましたが、厚生労働省へ働きかけ、モデル事業も実施されました。

活動は、相互の親睦、交流、情報交換、行政への交渉、自主作業場運営、就労援助に取り組み、毎年全国大会の開催、行政への訴え、また日本障がい者協議会に加盟、当事者・家族の人権保障・権利擁護の取り組むことを方針としています。

顧問(永廣教授) 徳島大学病院長に

「すだち」顧問の永廣教授(徳島大学医学部教授)が4月から徳島大学病院長に就任されました。

永廣教授(徳島大学病院脳神経外科)は、高次脳機能障がいに悩む患者、家族の大きな支えとして、また県下での高次脳機能障がいの治療所の開拓にも努力されてきました。患者・家族にとっては、家族会の結成、その後の私たちの活動にも顧問として支えていただきました。大学病院長という重責を担われますが今後とも「すだち」の活動を見守り、支えていただけることを願っています。

要望事項の集約

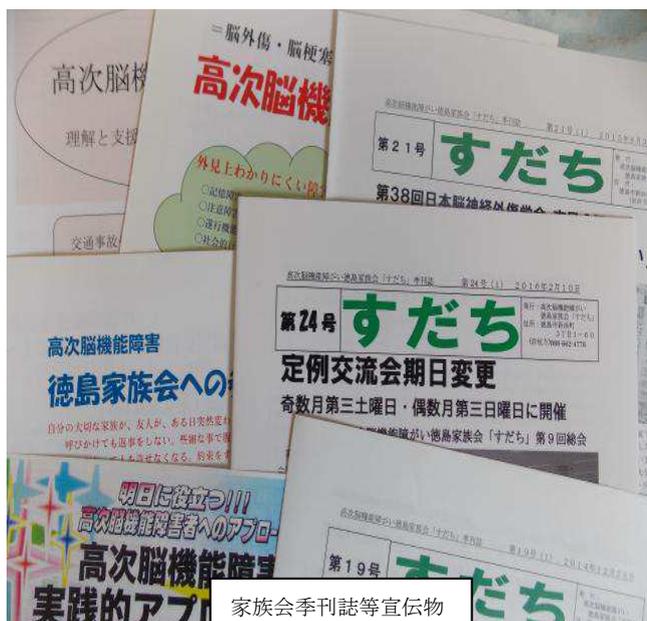
「すだち」事務局では、会員からの要望事項の集約をおこなっています。「日頃、当事者と常に接し、当事者が思っていること、家族として感じていること、思っていることを事務局に集中してください。」集約し定例交流会で討議し、「会」の要望としてまとめ、これまでに寄せられた意見、要望とあわせて、行政機関、医療機関等関係機関に提出し懇談を持ちたいと考えています。要望事項の提出時期は、6月ごろを予定しています。(こけまでに集約した要望事項を掲載します。)

〔これまでに集約(寄せられた)要望事項〕

- 1、障がい手帳発給の3区分の一本化を要望、当面高次脳機能障がい者に対して脳障がい者手帳の新設を要望します。
- 2、高次脳機能障害介護の実態に見合った支援、助成(減免、公共料金、就学、住宅、介護用品、通行料金、その他)を要望します。
- 3、高次脳機能障がい者を対象とした公的な就労訓練所を整備して、社会復帰対策(自立支援)の充実を要望します。
- 4、高次脳機能障がい者の医療費等、支援、助成について、障がいの実態にあった支援を要望します。
- 5、高次脳機能障がいのリーフレットの活用を図り障がいの周知の取り組みを要望します。
- 6、高次脳機能障がいについて、講習会の開催と、医学的な研究を積極的に進めていくことを要望します。
- 7、高次脳機能障がいのリハビリ(医療、就労)指導員制度の創設、在宅指導を受けられることを要望します。
- 8、高次脳機能障がいの障がい認定基準を策定し、障がいに見合った年金(助成)制度を要望します。
- 9、高次脳機能障がい者のショウトスティの受け入れ態勢の充実を要望します。
- 10、高次脳機能障がい者に対する災害等緊急時の連絡手段として、アイホン、アイパット等通信手段にたいする援助を要望します。

高次脳機能障がいに対する理解を

「高次脳機能障がい」って?まだまだ世間一般では理解されていない障がいです。脳に障がいを受けることによって、記憶、注意、行動等さまざまな障がいがあり、就労、就学等社会生活にも大きな障がいとなっています。当事者はもちろんのこと家族にとっても日常生活を送る上で、経済的にも大きな苦痛となっています。「すだち」(高次脳機能障がい徳島家族会)では、「障がい」について理解を求め活動を続けてきています。この間の活動で、患者の代弁者として家族の訴えの重要性が明らかになってきています。今後とも「障害」への理解を得る活動を続けて行きたいと思っています。



家族会季刊誌等宣伝物

障がい者差別解消法 4月施行

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律(略:障がい者差別解消法)が、平成28年4月1日から施行されています。

この法律は、障がい者基本法の基本的な理念にのっとり、障がい者基本法第4条の「差別の禁止」の規定を具体化するものとして位置づけされており、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置等を定めることによって、差別の解消を推進し、それによりすべての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共存する社会の実現に資することを目的としています。

(法第二章・第三章抜粋掲載)

第二章 第六条、障がいを理由とする差別の解消に関する基本方針 政府は、障がいを理由とする差別の解消に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本方針を定めなければならない。

第三章、行政機関等及び事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障がいを理由とする差別の禁止)

第七条、行政機関等は、その事務または、事業を行うに当たり、障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取り扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。

障がい者差別解消法は、六章二十六条で構成されています。

4月1日から施行に当たってマスコミでも大きく取り上げられました。徳島県も(障がいのある人もない人も「暮らしやすい徳島」へ!)とした呼びかけ広告を徳島新聞に大きく掲載されていました。



「一宮」集いの場の活用

空家となっていた会員さんの住宅を、「家族会の集いの場」として活用することになりました。場所は徳島市一宮で徳島市中心から車で30分ぐらい要します。長年空家にしており、少し痛んでいたところは、家族会が使用するならと、手入れをして頂きました。

4月17日(4月定例交流会)は、一宮集会場※で訓練作業を兼ね、「南天九猿」の置物の集団製作日としていますので、多数の当事者・家族の参加を期待しています。

※一宮郵便局西50m先、信号のある交差点を左に入り、約3kmにあります。

28年度高次脳機能障がい実践的アプローチ講習受講申し込み受付

2016年の東京高次脳機能障がい協議会(TKK)主催の「高次脳機能障がい実践的アプローチ講習会」3月27日から受講の申し込み受付を行っています。

講習日は、3期日(5月29日、9月11日、12月11日)での開催です。各期日とも4講座を予定、すでに講師は、第1期日(長谷川幹氏、山口加代子氏、山河正裕氏、勝部麗子氏)、第2期日(中山八十一氏、白山晴彦氏、小林健氏、阿部順子氏)第3期日(渡邊修氏、四ノ宮美恵子氏、稲葉健太郎氏、石渡和実氏)に確定しています。会場はいずれも(東京慈恵会大学病院第三講堂)、費用(一期日5,000円)申し込み先等申し込み方法については「すだち」事務局にお尋ねください。